

第3次白石町総合計画策定支援業務 仕様書

1. 業務名

第3次白石町総合計画策定支援業務

2. 目的

白石町の町政運営の指針となる「第2次白石町総合計画（以下「現行計画」という。）」が令和3年度に目標の最終年次を迎えることから、現行計画の成果検証を行ったうえで「第3次白石町総合計画（以下「次期計画」という。）」を策定する必要があります。

そこで、白石町では社会・経済状況や様々な課題、現行計画の成果を分析し、町民のニーズを取り入れながら次期計画を策定するにあたり、豊富な経験、高い専門知識を有し、効率的かつ効果的に次期計画の策定の支援を実施できる事業者には策定業務の一部を委託します。

3. 計画の構成と期間

(1) 基本計画

将来像を具体化し、多岐にわたる施策・事業を展開していくため、各部門における具体的な諸施策や整備事業を体系的に計画するものであり、計画期間は、令和4年度から令和7年度の4年間を計画期間とする。

(2) 実施計画

基本計画で定めた施策体系に基づいて事業実施方針を明らかにし、実施する事業を体系的に示すもの。1年間ずつの単年度計画。

※現行計画は、基本計画と実施計画の2層構造で策定しており、次期計画においても2層構造を引き継ぐ予定です。

4. 次期計画の策定期間

令和3年2月～令和4年3月までの期間で、令和4年3月の町議会定例会で基本計画を議決することを目指したスケジュールにより策定し、令和4年度から次期計画に基づいた事業を実施する。

5. 策定体制

総合計画を策定するにあたり、外部有識者等による審議会と庁内検討組織である策定委員会における審議を経ることが、白石町総合計画審議会条例及び白石町総合計画策定委員会規定に定められており、審議会及び策定委員会での検討を経て策定する必要がある。

6. 策定にあたっての考え方

令和4年度から4年間を計画期間とする次期計画は、人口減少・高齢化への対応、災害への備え、子育て環境の充実等への課題対応を強化するとともに、新型コロナ感染症後の社会への対応、SDGsへの取組など、日本の社会経済状況が大きな転換期を迎える中で生じる様々な新たな課題へ対応することで、白石町の基本理念である「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」の実現に向け

た計画とする必要がある。

一方、町の財政状況は、普通交付税の合併算定替の優遇措置期間を終え、本年度（令和2年度）から完全に一本算定に移行するなど、非常に厳しい状況であり、今後も財源不足の拡大が見込まれているため、持続可能な行財政運営の確立に向け、限られた財源のなかで、最大限の効果を上げることが求められている。

このような状況の中、次期計画は、従来の総花的な計画ではなく、重点施策を選択するなど、施策の「選択と集中」を念頭において策定することや、財政健全化のため、行財政改革への取り組みが急務であり、各施策と併せて次期計画に盛り込み、実施していく必要がある。

また、次期計画は、真に実効性のある計画とするため、施策体系のあり方、達成目標・指標の設定等、総合計画の進捗管理の方法を再構築し、計画に明記する必要がある。

7. 委託期間

契約締結の日の翌日～令和4年3月18日（繰越明許費）

8. 支援業務内容

本支援業務は、概ね以下の業務内容とする。なお、この仕様書は計画の策定に必要と思われる事項を記載しているものであり、記載のない事項に関する提案を妨げるものではない。事業者においては、「6. 策定にあたっての考え方」を踏まえ、最良の企画提案を行うこと。また、最終的な仕様書については、プロポーザルにおいて決定した事業者の企画提案を基に、協議のうえ調整を行い決定する。

※次期総合計画素案の作成は、受託者から受けた支援業務等をもとに、白石町で行います。

※ワークショップ及び審議会支援（会議録作成を含む）は提案に含めないものとします。

(1) 基礎調査・現状分析

計画策定に必要な項目について基礎調査を行い、計画を策定する上での問題や現状課題を分析し、整理する。

※人口推計は、令和元年度に改訂したものを白石町より提供します。

■基礎調査・現状分析に係る業務分担

委託者	受託者の支援内容
<ul style="list-style-type: none">・調査・分析方針の決定・白石町が所有するデータの提供・とりまとめ結果の次期総合計画への反映	<ul style="list-style-type: none">・調査・分析方針の検討及び提案・白石町提供分以外に必要なデータの収集・データ分析・調査分析結果のとりまとめ

(2) 住民アンケート調査の集計、分析等

アンケート調査により、住民の意向を把握し、分析課題抽出などを行う。

※アンケート調査は2,000件実施予定です。

※調査票の発送・回収に係る郵送費は、委託料に含めないものとします。（白石町で別途負担いたします）

■住民アンケート調査の実施、集計、分析等に係る業務分担

委託者	受託者の支援内容
<ul style="list-style-type: none"> ・調査方針の決定 ・調査票原案の検討及び決定 ・調査対象者の抽出 ・宛名ラベル作成及び受託者への提供 ・受託者への調査票発送用封筒の提供 ・調査票の発送・回収に係る郵送費負担 ・回収調査票の開封・管理 ・調査票結果報告書案の検討 ・とりまとめ結果の次期計画への反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査方針の検討及び提案 ・調査票原案の検討、作成及び修正 ・調査票に係る印刷（調査票、返信用封筒） ・封入・封緘及び宛名ラベル貼付作業 ・回収した調査票のデータ入力 ・自由記述回答部分の整理 ・単純集計・クロス集計 ・調査結果の分析 ・調査結果報告書案の作成と修正

9. 法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、本仕様書、企画提案書その他関係法令及び通達等を遵守するものとする。

10. 協議・打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は、町と必要に応じて協議・打合せを綿密に行うものとする。その際、オンラインにより実施可能なものは、オンラインでの対応も可能とする。

11. 資料の貸与

町が所有している資料（電子データを含む。）で、業務に必要なものは、受託者に貸与するものとする。

12. 疑義

本仕様書に定めのない事項については、受託者は、速やかに町と協議し、その指示を受けるものとする。

13. 秘密保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た情報や秘密等を他に漏らしてはならない。

14. 町民等情報の取り扱い

(1) 本業務を行うために町が提出した町民等情報については、次に掲げる事項を行ってはならない。

- ①漏えい、紛失及び改ざんすること。
- ②本業務以外に使用すること。
- ③町の許可無しに第三者に提供すること。
- ④町の許可無しに複写すること。

(2) 町民等情報に関して提出した資料は、町に返還し、また、電子データは消去しなければならない。

(3) 町民等情報の管理に関し、事故が発生した場合は、速やかに町に報告しなければならない。

15. 成果品の納品納入

成果品は下記のとおりとする。なお、納品納入時はもとより、納品納入後においても受託者の責めによる瑕疵があった場合、受託者は、速やかに成果品を修正して納品納入するものとする。

また、成果品ごとの納期限は、受託者決定後、町と受託者の協議の上、決定する。

※最終的な成果品については、プロポーザルにおいて決定した事業者の企画提案を基に、協議のうえ調整を行い決定します。

- ・住民アンケート調査結果報告書（電子データによる納品）

16. 成果品の帰属

本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、全て町に帰属するものとする。なお、町の承諾を受けずに他に公表し、譲渡、貸与又は使用してはならない。

17. 納品場所

本業務の成果品の納入先は、白石町企画財政課とする。